

職員の勤務労働条件についての交渉結果について

平成27年6月3日（水）17時45分から17時55分

場 所 西区役所 502 会議室

出席者 市職 書記長

西区 総務課長・総務課担当係長

交渉議事録

議事内容

(所属)

それでは「西区役所窓口サービス課再任用職員（短時間勤務）の勤務時間の変更について」についてご提案する。

別紙、提案文書をご覧ください。

昨年度まで窓口サービス課の税証明発行窓口は再任用職員（短時間）2名および非常勤嘱託職員（週30時間）1名の体制で行っていたが、今年度より業務委託範囲の拡大のため短時間再任用職員1名および非常勤嘱託職員1名で対応することとなった。このため、短時間再任用職員、非常勤嘱託職員ともに1日6時間、週5日の勤務を行い、9時から15時45分勤務（休憩45分）の職員と10時45分から17時30分勤務（休憩45分）の職員を1名ずつ割り当てることにより、開庁時間をカバーしている。しかしながら金曜日の窓口延長開庁時においては、短時間再任用職員に19時までの6時間勤務の勤務区分がないため、非常勤嘱託職員が毎週19時まで勤務を行うこととなっている。

今回13時から19時までの勤務区分を新たに設定することで、金曜日の延長窓口に再任用職員のローテーション参加が可能となり、職員の負担軽減や連絡体制の充実も図りながら、より円滑かつ柔軟な窓口対応が可能となり、住民サービスの向上につながるものと考えている。

実施開始日は、平成27年7月1日とし、隔月でのローテーションを組み、窓口対応等に支障をきたさないようにしたい。

西区としては重要な業務であることから、ご理解いただき、協議をお願いする。

(組合)

ただいま、総務課長より提案を受けたが、具体的な内容についての協議は了承である。今後も業務実施にあたりお互いに協力していくことをお願いして、本日の交渉を終えることとする。